

掛川市規則第27号

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「一部負担金」の次に「（入院療養に係る一部負担金に限る。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「一部負担金減免（徴収猶予）申請書」を「入院療養一部負担金減免（徴収猶予）申請書」に改め、同条第3項中「一部負担金減免（徴収猶予）証明書」を「入院療養一部負担金減免（徴収猶予）証明書」に改め、同条第6項中「一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書」を「入院療養一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書」に改める。

様式第3号から様式第5号までを次のように改める。

入院療養一部負担金減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所
氏名



一部負担金の減免（徴収猶予）を受けたいので、掛川市国民健康保険条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

被保険者証の記号番号			
ふりがな			生 年 月 日
療養の給付等を受ける被保険者の氏名			年 月 日
	世帯主との続柄		
傷 病 名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
療養の給付等を受ける保健医療機関等	名 称		
	所在地		
申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 減 額 (割) <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
申 請 事 由			

（注）申請者が世帯主でない場合は、申請者の欄に、その者の属する世帯の世帯主の住所及び氏名を記載してください。

様式第4号（第4条関係）

入院療養一部負担金減免（徴収猶予）証明書

被保険者証の記号番号			
世帯主	住所		
	氏名		
ふりがな			生 年 月 日
療養の給付等を受ける 被保険者の氏名			年 月 日
			世帯主との続柄
傷 病 名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
療養の給付等を受ける 保健医療機関等	名 称		
	所在地		
承認内容	<input type="checkbox"/> 減 額 (割) <input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">掛川市長 氏 名 印</p>			

入院療養一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで承認した一部負担金の減免（徴収猶予）について、次のとおり
取り消したので、年 月 日までに別紙納入通知書により納入してください。

被保険者証の記号番号			
被 保 険 者 氏 名		世帯主との続柄	
生 年 月 日	年 月 日		
傷 病 名			
発病又は負傷年月日	年 月 日		
療養の給付等を受けた 保健医療機関等	名 称		
	所在地		
取 消 年 月 日			
取 消 理 由			

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。